

(メール通知)
3 障第 1343 号
令和 4 年 3 月 28 日

障害福祉サービス事業所・施設
障害児支援事業所・施設 } 設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長
〔 公 印 省 略 〕

令和 4 年度「福祉・介護職員処遇改善加算」等に係る届出について

平素から、障がい保健福祉施策に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、福祉・介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下、「特定加算」）を算定する事業所等は、年度ごとに届出が必要です。

事業者におかれましては、各加算を算定する要件を御確認のうえ、事業所や法人ごとに、下記のとおり処遇改善計画書等を指定権者に届け出るとともに、各事業年度における加算支払最終月の翌々月末日までに、処遇改善実績報告書を提出してください。

届出の提出にあたっては、別添の厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」等を御確認のうえ、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

なお、処遇改善加算を算定しない事業所（前年度加算を算定している事業所を除く）については、書類の提出は不要です。

〔 令和 4 年度当初の届出については、計画書等の様式変更が行われたことから、特例的に提出期限が 4 月 15 日（金）までとなっています。 〕

※ 松山市指定の事業所等は、松山市の通知に従ってください。

記

1. 令和 4 年度の処遇改善計画書等の提出について

(1) 提出書類等

	《 処遇改善加算の取得 》			
	継続	新規	変更	終了
福祉・介護職員処遇改善加算等 届出チェックリスト	●	●	●	—
体制等に関する届出書（様式第 5 号）	—	●	●	●
体制等状況一覧表（付表 1）	—	●	●	●
処遇改善計画書 等（別紙様式 2 等）（※ 1）	●	●	●	—
就業規則等（※ 2）	△	●	△	—
労働保険関係の書類（※ 3）	△	●	△	—

●：必須書類 △：既に提出した就業規則等を変更した場合等、必要に応じて提出

※1：今般修正された新たな様式により作成すること。

※2：賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程も提出すること。

※3：労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書、納付書・領収書等）

≪処遇改善加算の取得≫

継続	前年度に処遇改善加算や特定加算を算定しており、令和4年度も前年度と同じ区分で加算を算定する場合 (加算区分の内容を変更する場合は「変更」)
新規	これまで処遇改善加算や特定加算を算定しておらず、令和4年度から新たに処遇改善加算を申請する場合
変更	前年度に処遇改善加算や特定加算を算定しており、令和4年度の処遇改善加算の加算区分の内容を変更する場合(前年度に処遇改善加算のみ算定しており、令和4年度から新たに特定加算を算定する場合を含む) 【例】・加算区分の変更 ・処遇改善加算のみ算定⇒処遇改善加算に加え特定加算の算定へ変更 など
終了	前年度に処遇改善加算や特定加算を算定しており、令和4年度に処遇改善加算を算定しない場合

- (2) 提出期限 **令和4年4月15日(金)必着** (令和4年度当初の提出期限の特例)
※令和4年4月又は5月サービス提供分から算定する場合
・年度途中で加算の算定を受ける場合は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに該当する提出先「下記4」へ提出してください。

2. 令和3年度の処遇改善実績報告書の提出について

- (1) 提出書類等 福祉・介護職員処遇改善実績報告書等(別紙様式3)
(2) 提出期限 **令和4年7月29日(金)必着**
※令和4年3月が最後の加算算定対象サービス提供月の場合

3. 上記1及び2の提出資料の様式

下記県ホームページに掲載している各種提出様式により、御提出ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/syogukaizen/index.html>

愛媛県トップページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ>★お知らせ一覧>福祉・介護職員処遇改善加算等について

4. 上記1及び2の提出先及び提出方法

- (1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等
東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL 0897-56-1300 (内線241又は284)
- (2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等
中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089-909-8756
- (3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等
南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895-22-5211 (内線381又は246)
- (4) 松山市所在の事業所等
①指定障害福祉サービス事業所・施設等、指定障害児通所支援事業所
→ 松山市(※松山市の通知をご確認ください)
②指定障害児入所施設 → 中予地方局地域福祉課((2)の提出先)

※窓口の混雑緩和及び対応が困難なため、郵送での提出にご協力ください。

5. 留意事項

(1) 複数の事業所等を有する法人について

複数の事業所等を有する法人は、処遇改善計画書を法人単位で一括して作成することが可能です。ただし、事業所ごとに指定権者が異なる場合は、処遇改善計画書及び実績報告書は法人で一括して作成のうえ、同じものを、それぞれの指定権者に届出してください。

(例：松山市指定事業所と東予地方局指定事業所を有する法人が、一括して計画書等を作成する場合は、松山市と東予地方局の両方への届出が必要)

(2) 処遇改善計画等の周知について

必ず、すべての職員に対して、当該年度における賃金改善計画書及び就業規則等を文書・掲示等で周知してください。

(3) 賃金改善額と加算額について

加算として交付された金額については、全額、対象の職員の賃金改善に活用する必要があります。賃金改善額が加算額より多くなるよう御注意ください（同額以下は認められません）。

6. 令和4年度からの主な変更点

(1) 処遇改善加算及び特定加算の計画書及び実績報告書について

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」（以下、「臨時特例交付金」という。）及び「令和4年10月新加算（仮称）」を取得することが見込まれている場合の取扱いについては、厚生労働省の通知及び様式の注釈に記載されていますので、該当事業者等は必ず御確認ください。

(2) 特定加算の事業所における配分方法「その他の職種の賃金改善後の賃金見込額が年額440万円の取扱を上回らないこと」について

賃金見込額には、「処遇改善加算」、「臨時特例交付金」及び「令和4年10月新加算（仮称）」を取得し実施される賃金改善の見込額も含むとされていますので、御注意ください。

(3) 処遇改善加算（Ⅳ）、（Ⅴ）及び特別加算の完全廃止

令和3年度報酬改定により廃止となった処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）及び特別加算について、令和3年3月31日時点で算定している事業所等に限り、1年間の経過措置期間（令和4年3月31日まで）が設けられていましたが、令和4年4月1日以降は完全廃止となります。そのため、令和3年度に当該加算区分等を算定していた事業所等は、処遇改善加算等の算定自体を終了する場合は「終了」の手続きを、加算区分等の変更を行う場合は「変更」の手続きを必ず行ってください。

(4) 特定加算の見える化要件について

特定加算の取得要件として、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること（具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること）等、外部から見える形で公表している必要があります。

令和4年4月から情報公表システムにおいて、令和3年度報酬改定に伴う変更が反映されることとなりますが、令和3年度および令和4年度においては、当該要件は算定要件とはなりません。

(5) 臨時特例交付金に係る申請について

処遇改善加算及び特定加算の取得申請に係る計画書様式データのなかに、参考シートとして、「臨時特例交付金」の取得申請の計画書様式があります。ただし、この様式は、現時点で厚生労働省が示している案様式であり、今後変更となる可能性があります。

臨時特例交付金の取得に際しては、別途申請手続きが必要であり、提出様式を含め、具体的な手続き等につきましては、厚生労働省より正式な様式等が示され次第、本県より改めて御案内いたします。そのため、当該「参考シート」における計画書の提出をもって、臨時特例交付金の申請とはなりませんので、御注意ください。

7. 参考

加算の内容・考え方やQ & A及び事務処理手続き等については、下記通知等を御確認ください。なお、県障がい福祉課のホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/syogukaizen/index.html>